

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ミクシィ

(941911)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	5
3 【対処すべき課題】	5
4 【経営上の重要な契約等】	5
5 【研究開発活動】	5
第3 【設備の状況】	6
1 【主要な設備の状況】	6
2 【設備の新設、除却等の計画】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
【株式の総数】	7
【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	16
(4) 【大株主の状況】	16
(5) 【議決権の状況】	17
【発行済株式】	17
【自己株式等】	17
2 【株価の推移】	17
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
【中間財務諸表等】	19
(1) 【中間財務諸表】	19
【中間貸借対照表】	19
【中間損益計算書】	21

【中間株主資本等変動計算書】	22
【中間キャッシュ・フロー計算書】	23
(2) 【その他】	34
第6 【提出会社の参考情報】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月20日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社ミクシィ
【英訳名】	mixi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笠原 健治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト
【電話番号】	（03）5459-4307（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 小割 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト
【電話番号】	（03）5459-4307（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 小割 洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高 (千円)	-	-	1,947,934	739,422	1,893,452
経常利益 (千円)	-	-	843,360	164,087	912,361
中間(当期)純利益 (千円)	-	-	440,565	96,762	576,287
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	3,307,875	64,200	64,200
発行済株式総数 (株)	-	-	71,100	13,200	66,000
純資産額 (千円)	-	-	7,697,824	193,620	769,908
総資産額 (千円)	-	-	8,328,513	400,604	1,338,896
1株当たり純資産額 (円)	-	-	108,267.57	14,668.25	11,665.28
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	6,627.82	7,334.17	8,731.63
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	6,018.57	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	92.4	48.3	57.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	369,954	147,348	594,305
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	195,751	47,131	108,851
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	6,464,313	67,909	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	-	-	7,349,501	225,530	710,985
従業員数 (人)	-	-	60	19	39
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(35)	(8)	(18)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、第8期の中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第6期及び第7期においては、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場かつ非登録のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員を含む)は、当該期間の平均人員を()外数で記載しております。

6. 当社は平成17年1月19日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月28日付で1株につき2株の株式分割をしております。また、平成17年9月2日開催の取締役会決議に基づき、平成17年9月27日付で1株につき5株の株式分割をしております。第6期及び第7期の1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	60（35）
---------	--------

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．従業員数が当中間会計期間において21名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う新規採用であります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、企業業績の回復を背景に、雇用情勢の回復や企業の積極的な設備投資など、順調に景気が回復してきております。

インターネット関連業界におきましては、景気の回復基調の中、ブロードバンド環境や携帯電話でのインターネット環境の拡大等、インターネットにおけるインフラが拡大いたしました。それに伴いSNS、ブログ、インターネットゲーム等のコンテンツが増加し、それに伴い利用者も増加いたしました。

このような環境において、インターネットメディア事業は「mixi」において、mixiミュージック等の各種機能の提供によるメディア力の強化、及び、ターゲティング広告等の高い広告価値をもつ商品を販売することにより、収益の増加を目指しました。また、インターネット求人広告事業はIT系の求人情報に特化することにより「Find Job!」のブランド価値を高め、自社媒体である「mixi」に広告を掲載することで「mixi」との親和性を強化し、かつ広告宣伝のコストを抑えることにより、利益率を確保しながら収益の拡大を目指しました。

なお、設備の新設を予定しておりました「Find Job!」にかかる次期システムの開発を中止することになりました。中止となった理由はプロジェクトが当初の想定以上に大規模化し、スケジュールが大幅に遅延したためであり、システム移行リスクを回避し、現行サイトの改善・収益拡大を迅速に行うためであります。この中止により、40,594千円の特別損失を計上いたしました。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高1,947,934千円を計上し、営業利益は879,837千円、経常利益は843,360千円、中間純利益は440,565千円となりました。(当社は、前中間会計期間は中間決算を行っていないため、前中間会計期間との比較は行っておりません。以下、「キャッシュ・フロー」及び「生産、受注及び販売の状況」において同じ。)

事業部門別の業績は次のとおりであります。

インターネットメディア事業

当事業におきましては、コミュニケーションの活発化によるメディア力の増大、及び、より広告効果の高いターゲティング広告を販売する等の広告価値の増大を目標に取り組み、平成18年9月末時点での会員数は約600万人、月間PVはパソコンが約70億PV、携帯電話が約16億PVとなりました。

この結果、インターネットメディア事業の売上高は1,281,984千円となりました。また、売上高のうち広告売上高は1,120,559千円、プレミアム会員料金による売上高は161,425千円となっております。

インターネット求人広告事業

当事業におきましては、IT系の求人情報に特化することにより「Find Job!」のブランド価値を高めること、及び、自社媒体である「mixi」を活用することによる、高い広告宣伝効果と広告宣伝費の抑制により利益率を確保しながら収益の拡大を目指して参りました。

この結果、インターネット求人広告事業の売上高は665,950千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は7,349,501千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間において営業活動により得られた資金は、369,954千円となりました。この主な要因は税引前当期純利益が802,443千円、売上の増加による売上債権の増加が205,585千円、法人税等の支払額が389,786千円となったことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間において投資活動により使用した資金は、195,751千円となりました。これは「mixi」のPVの増加に伴うサーバー等有形固定資産の取得による支出155,645千円、ソフトウェア無形固定資産の取得による支出22,963千円、インターネット求人広告事業の移転準備に伴う敷金保証金の差入による支出17,143千円が発生したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間において財務活動により得られた資金は6,464,313千円となりました。これは、平成18年9月14日の東京証券取引所マザーズ市場へ上場した際に実施した公募増資資金等による収入6,463,713千円、ストック・オプションの権利行使に伴う株式の発行による収入600千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社では概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
インターネットメディア事業	1,281,984	-
インターネット求人広告事業	665,950	-
合計	1,947,934	-

(注) 1. 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末の設備計画の変更により、当中間会計期間に除却したものは、次のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（千円）	除却年月
本社	東京都渋谷区	「Find Job！」に係る 次期システム開発	40,594	平成18年9月

(注)上記金額に、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	264,000
計	264,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （平成18年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成18年12月20日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	71,100	72,400	東京証券取引所 （マザーズ）	-
計	71,100	72,400	-	-

(注) 1 . 平成18年10月1日からこの半期報告書提出日までの間に、以下のとおり発行済株式数が増加しております。

平成18年10月13日 500株

第三者割当による新株発行（オーバーアロットメントによる売出し）

平成18年10月1日～平成18年11月30日 800株

新株予約権の行使

2 . 「提出日現在発行数」の欄には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成16年2月6日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	34	26
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,400	2,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年3月1日 至 平成26年2月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成16年2月19日開催の取締役会決議により平成16年3月17日付で1株を10株に株式分割を行い、平成17年1月19日開催の取締役会決議により平成17年2月28日付で1株を2株に分割しております。また、平成17年9月2日開催の取締役会決議により平成17年9月27日付で1株を5株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成17年 1月31日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成18年 9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	267	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,335	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 2月 1 日 至 平成26年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる 1 株の100分の 1 未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が平成17年 1月31日株主総会決議後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が平成17年 1月31日株主総会決議後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成17年 9月 2 日開催の取締役会決議により平成17年 9月27日付で 1 株を 5 株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

5. 新株予約権の数は、本総会の特別決議及び平成17年 3月16日開催の取締役会決議に基づいて発行された新株予約権の数から退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。

平成17年 1月31日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成18年 9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	20	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 2月 1 日 至 平成26年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる 1 株の100分の 1 未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が平成17年 1月31日株主総会決議後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が平成17年 1月31日株主総会決議後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{ 又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前払込金額}}$$

4. 平成17年 9月 2 日開催の取締役会決議により平成17年 9月27日付で 1 株を 5 株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,245	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,245	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 新株予約権の数は、本総会の特別決議及び平成17年10月21日開催の取締役会決議に基づいて発行された新株予約権の数から退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。

平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	70	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は} \text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前払込金額}}$$

区分	中間会計期間末現在 (平成18年 9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 2月 1 日 至 平成27年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる 1 株の100分の 1 未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前払込金額}}$$

区分	中間会計期間末現在 (平成18年 9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	54	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 5月 1 日 至 平成28年 3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる 1 株の100分の 1 未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は} \text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は} \text{処分自己株式数}}}$$

区分	中間会計期間末現在 (平成18年 9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	5	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 5月 1 日 至 平成28年 3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる 1 株の100分の 1 未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前払込金額}}$$

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年9月14日 (注1)	4,500	70,500	3,243,375	3,307,575	3,243,375	3,277,575
平成18年9月14日～ 平成18年9月30日 (注2)	600	71,100	300	3,307,875	300	3,277,875

(注) 1.有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,441,500円
資本組入額 720,750円
払込金総額 6,486,750千円

2.新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
笠原 健治	東京都渋谷区	44,850	63.08
ネットエイジキャピタルパート ナーズ	東京都渋谷区円山町23番2号	5,700	8.01
ネットエイジキャピタルパート ナーズ株式会社	東京都渋谷区円山町23番2号	4,900	6.89
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	4,650	6.54
バタラ ケスマ	東京都目黒区	2,300	3.23
平田 幸一郎	東京都中野区	600	0.84
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	374	0.52
大和証券エスエムビーシー株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	252	0.35
日本トラスティ・サービス信託 銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	242	0.34
サイバーエージェントC A - 投資事業有限責任組合	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号	200	0.28
計	-	64,068	90.11

(注)主要株主であったネットエイジキャピタルパートナーズ は当中間会計期間において主要株主ではなくなりました。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 71,100	71,100	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	71,100	-	-
総株主の議決権	-	71,100	-

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	-	-	-	-	-	3,250,000
最低（円）	-	-	-	-	-	2,560,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成18年9月14日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3 【役員の状況】

有価証券届出書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。なお、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金			7,349,501			710,985	
2.売掛金			542,189			336,604	
3.前渡金			8,160			5,600	
4.前払費用			15,782			8,132	
5.繰延税金資産			31,712			40,071	
6.その他			147			-	
貸倒引当金			9,759			7,556	
流動資産合計			7,937,734	95.3		1,093,837	81.7
固定資産							
1.有形固定資産	1						
(1)建物		18,275			20,044		
(2)工具、器具及び備品		237,373			116,982		
(3)建設仮勘定		39,241			-		
有形固定資産合計			294,890	3.6		137,026	10.2
2.無形固定資産			18,759	0.2		48,047	3.6
3.投資その他の資産							
(1)敷金保証金		77,128			59,984		
(2)その他		1,564			1,813		
貸倒引当金		1,564			1,813		
投資その他の資産合計			77,128	0.9		59,984	4.5
固定資産合計			390,779	4.7		245,058	18.3
資産合計			8,328,513	100.0		1,338,896	100.0

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)						
流動負債						
1. 未払金			209,613		115,642	
2. 未払費用			1,925		8,519	
3. 未払法人税等			366,122		389,715	
4. 未払消費税等	2		33,941		47,235	
5. 前受金			601		94	
6. 預り金			18,485		7,780	
流動負債合計			630,689	7.6	568,987	42.5
負債合計			630,689	7.6	568,987	42.5
(資本の部)						
資本金			-	-	64,200	4.8
資本剰余金						
1. 資本準備金		-			34,200	
資本剰余金合計			-	-	34,200	2.6
利益剰余金						
1. 当期末処分利益		-			671,508	
利益剰余金合計			-	-	671,508	50.1
資本合計			-	-	769,908	57.5
負債・資本合計			-	-	1,338,896	100.0
(純資産の部)						
株主資本						
1. 資本金			3,307,875	39.7	-	-
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		3,277,875			-	
資本剰余金合計			3,277,875	39.4	-	-
3. 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		1,112,074			-	
利益剰余金合計			1,112,074	13.3	-	-
株主資本合計			7,697,824	92.4	-	-
純資産合計			7,697,824	92.4	-	-
負債純資産合計			8,328,513	100.0	-	-

【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
売上高			1,947,934	100.0		1,893,452	100.0
売上原価			189,063	9.7		87,121	4.6
売上総利益			1,758,871	90.3		1,806,330	95.4
販売費及び一般管理費			879,034	45.1		893,927	47.2
営業利益			879,837	45.2		912,402	48.2
営業外収益			240	0.0		2	0.0
営業外費用	1		36,717	1.9		43	0.0
経常利益			843,360	43.3		912,361	48.2
特別利益	2		-	-		100,000	5.3
特別損失	3		40,917	2.1		40,616	2.2
税引前中間 (当期) 純利益			802,443	41.2		971,745	51.3
法人税、住民税及び事業税		353,518			426,159		
法人税等調整額		8,358	361,877	18.6	30,701	395,457	20.9
中間 (当期) 純利益			440,565	22.6		576,287	30.4
前期繰越利益			-			95,220	
当期末処分利益			-			671,508	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年 3 月31日残高 （千円）	64,200	34,200	671,508	769,908	769,908
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	3,243,675	3,243,675		6,487,350	6,487,350
中間純利益			440,565	440,565	440,565
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	3,243,675	3,243,675	440,565	6,927,915	6,927,915
平成18年 9 月30日残高 （千円）	3,307,875	3,277,875	1,112,074	7,697,824	7,697,824

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		802,443	971,745
減価償却費		39,300	30,224
貸倒引当金の増加額		1,953	5,397
営業譲渡益		-	100,000
株式交付費		23,036	-
固定資産除却損		40,917	7,192
売上債権の増加額		205,585	223,777
未払金の増加額又は減少額()		71,992	26,773
未払消費税等の増加額又は減少額()		13,294	35,695
その他		1,048	3,405
小計		759,715	703,110
利息の受取額		25	1
法人税等の支払額		389,786	108,806
営業活動による キャッシュ・フロー		369,954	594,305

		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
投資活動による キャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		155,645	139,789
無形固定資産の取得による支出		22,963	29,329
敷金保証金の差入れによる支出		17,143	59,984
敷金保証金の返還による収入		-	20,253
営業譲渡による収入		-	100,000
投資活動による キャッシュ・フロー		195,751	108,851
財務活動による キャッシュ・フロー			
株式発行による収入		6,464,313	-
財務活動による キャッシュ・フロー		6,464,313	-
現金及び現金同等物に係る 換算差額		-	-
現金及び現金同等物の 増加額		6,638,516	485,454
現金及び現金同等物の 期首残高		710,985	225,530
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		7,349,501	710,985

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 3～15年 工具、器具及び備品 3～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、 自社利用のソフトウェアについては社 内における利用可能期間(5年)に基づい ております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
2. 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 発生時に全額費用処理しておりま す。	—
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備え るため、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については、個別に回収可能性を勘案 して回収不能見込額を計上しておりま す。	(1) 貸倒引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナ ンス・リース取引については、通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっております。	同左
5. 中間キャッシュ・フロー計算 書(キャッシュ・フロー計算書) における資金の範囲	(1) 中間キャッシュ・フロー計算書に おける資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金 及び容易に換金可能であり、かつ、価 値の変動について僅少なりスクしか負 わない取得日から3か月以内に償還期 限の到来する短期投資からなっており ます。	(1) キャッシュ・フロー計算書におけ る資金の範囲 同左
6. その他中間財務諸表(財務諸 表)作成のための基本となる重要 な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,697,824千円であります。 また、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	
	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
	(売上原価と販売費及び一般管理費の科目の変更) 従来、インターネットメディア事業売上に係わる業務に使用されるサーバーの減価償却費等については、販売費及び一般管理費に含めて計上していましたが、当事業年度より売上原価に計上する方法に変更しております。また、売上原価の一部につきましても販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。 この変更は、当該事業の会員の急激な拡大及び売上高の金額的重要性が増大してきたことに伴い、サーバー増設等に伴う減価償却費等の当該事業に関連して発生する費用について、原価要素の見直しを行い、費用及び収益の対応関係を明確にして経営成績をより適切に表示するために行ったものであります。 この変更により、従来の方法によった場合に比べて当期の売上原価は15,886千円増加し、売上総利益と販売費及び一般管理費は同額減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

追加情報

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法) 当社は、平成18年 9 月14日付の東京証券取引所マザーズ市場上場による増資に伴い資本金が 1 億円超となったため、外形標準課税の適用を受けることとなりました。そのため、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年 2 月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割12,681千円については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が 12,681千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ同額減少しております。	—————

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成18年 9 月30日)	前事業年度末 (平成18年 3 月31日)
1 . 有形固定資産の減価償却累計額 75,292千円	1 . 有形固定資産の減価償却累計額 37,352千円
2 . 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	2 . _____

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
1 . 営業外費用 株式交付費 23,036千円 株式公開費用 13,680千円	1 . _____
2 . _____	2 . 特別利益 営業譲渡益 100,000千円
3 . 特別損失 固定資産除却損 40,917千円 なお、上記にはシステム開発中止による損失（ソフトウェア仮勘定の除却損40,594千円）が含まれております。	3 . 特別損失 固定資産除却損(建物) 7,192千円 特別退職金 10,000千円 従業員特別精算金 23,423千円
4 . 減価償却実施額 有形固定資産 38,296千円 無形固定資産 1,004千円	4 . 減価償却実施額 有形固定資産 29,412千円 無形固定資産 812千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位 : 株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式				
普通株式	66,000	5,100	-	71,100
合計	66,000	5,100	-	71,100

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

公募増資による増加 4,500株
 ストック・オプション行使による増加 600株

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成18年 9 月30日現在)	(平成18年 3 月31日現在)
現金及び預金勘定 7,349,501千円	現金及び預金勘定 710,985千円
現金及び現金同等物 7,349,501千円	現金及び現金同等物 710,985千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
内容の重要性が乏しく、また契約の一件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。	内容の重要性が乏しく、また契約の一件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成18年 9月30日)	前事業年度末 (平成18年 3月31日)
当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度末 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
当中間会計期間において付与したストック・オプションは以下のとおりであります。

種類	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成18年 4月28日	平成18年 4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 22	当社外部協力者 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 54	普通株式 5
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 4月28日
権利確定条件	確定条件は付されておりません。	確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間はありません。	対象勤務期間はありません。
権利行使期間	平成20年 5月 1日から 平成28年 3月31日まで	平成20年 5月 1日から 平成28年 3月31日まで
権利行使価格(円)	250,000	250,000
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(持分法損益等)

当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
当社には、関連会社が存在しないため、該当事項はありません。	同左

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 108,267円57銭	1 株当たり純資産額 11,665円28銭
1 株当たり中間純利益金額 6,627円82銭	1 株当たり当期純利益金額 8,731円63銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 6,018円57銭	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場かつ非登録のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 平成17年 9 月27日付で株式 1 株を 5 株とする株式分割を実施しております。1 株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。当該株式分割が前期首に行われたものと仮定した場合の前事業年度の 1 株当たり情報については以下のとおりであります。 1 株当たり純資産額 2,933円65銭 1 株当たり当期純利益金額 1,466円83銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場かつ非登録のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益(千円)	440,565	576,287
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	440,565	576,287
期中平均株式数(株)	66,472	66,000
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	6,729	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	平成16年2月6日 臨時株主総会決議による新株予約権40個 普通株式 4,000株 平成17年1月31日 臨時株主総会決議による新株予約権290個 普通株式 1,450株 平成17年10月21日 臨時株主総会決議による新株予約権1,320個 普通株式 1,320株 平成18年1月11日 臨時株主総会決議による新株予約権25個 普通株式 25株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)																		
売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関連して行う第三者割当による新株式発行 当社では、株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関連し、当社株主から当社普通株式を借受けた大和証券エスエムピーシー株式会社が売出人となり、普通株式500株のオーバーアロットメントによる売出しを行いました。これに関連して、平成18年 8 月14日及び平成18年 8 月25日開催の取締役会決議により、下記のとおり大和証券エスエムピーシー株式会社を割当先とする新株式の発行を行いました。この結果、平成18年10月13日付で資本金は3,668,250千円、発行済株式の総数は71,600株となりました。 <table border="0"> <tr> <td>発行新株式数</td><td>普通株式 500株</td></tr> <tr> <td>発行価額</td><td>1 株につき1,441,500円</td></tr> <tr> <td>資本組入額</td><td>1 株につき720,750円</td></tr> <tr> <td>発行価額の総額</td><td>720,750,000円</td></tr> <tr> <td>資本組入額の総額</td><td>360,375,000円</td></tr> <tr> <td>割当先</td><td>大和証券エスエムピーシー株式会社</td></tr> <tr> <td>申込期日</td><td>平成18年 9 月12日</td></tr> <tr> <td>払込期日</td><td>平成18年10月13日</td></tr> <tr> <td>資金使途</td><td></td></tr> </table> サービス強化のためのシステム開発及び会員数・アクセス数増加に伴うサービス用サーバー設備等の増設、事業体制の拡大に伴う事業所拡充に係る設備投資として充当する予定であります。	発行新株式数	普通株式 500株	発行価額	1 株につき1,441,500円	資本組入額	1 株につき720,750円	発行価額の総額	720,750,000円	資本組入額の総額	360,375,000円	割当先	大和証券エスエムピーシー株式会社	申込期日	平成18年 9 月12日	払込期日	平成18年10月13日	資金使途		当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成18年 4 月28日開催の臨時株主総会及び平成18年 4 月28日開催の取締役会においてストックオプションとして新株予約権の発行を決議し、平成18年 4 月28日付で発行しております。 なお、詳細については「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) スtockオプション制度の内容」に記載しております。 - 発行した新株予約権の数 59個 - 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 59株 - 新株予約権の発行価格 無償 - 新株予約権の行使時の払込金額 250,000円 - 新株予約権の行使期間 平成20年 5 月 1 日から平成28年 3 月31日 - 付与対象者の区分及び人数 当社従業員 22名 当社外部協力者 1 名
発行新株式数	普通株式 500株																		
発行価額	1 株につき1,441,500円																		
資本組入額	1 株につき720,750円																		
発行価額の総額	720,750,000円																		
資本組入額の総額	360,375,000円																		
割当先	大和証券エスエムピーシー株式会社																		
申込期日	平成18年 9 月12日																		
払込期日	平成18年10月13日																		
資金使途																			

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成18年8月14日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年8月16日、平成18年8月28日及び平成18年9月6日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

平成18年9月14日 財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成18年10月11日 財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 ミ ク シ ャ 株式会社

取締役会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原田 誠司 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクシヤの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクシヤの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年8月14日及び平成18年8月25日開催の取締役会決議に基づき、平成18年10月13日を払込期日とするオーバーアロットメントによる株式の売出しに関連する第三者割当による新株発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。